

執筆者:

E-mail✉ [柴原 多](#)

## 1. はじめに

オランダ・ハーグの地方裁判所において、2021年5月26日、石油大手に対して、グループ及びその供給網全体のCO<sub>2</sub>の純排出量を2030年までに2019年比で45%削減するよう命じる判決(以下「ハーグ地裁判決」という)が下されたことは社会的な関心を呼んだ。勿論、当該判決は一審判決に過ぎず、海外の判決と日本の判決では、よって立つ法制度も違えば、主張される事実も異なる。またオランダでは2019年に、政府に対し温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減する義務があることを認めた最高裁判決も下されている<sup>1</sup>、という違いも存在する。他方で、環境問題は今日、日本でも再び脚光を浴びており、以下では、ハーグ地裁判決の概要及び日本における環境訴訟の現状について簡単に紹介することとしたい。

## 2. ハーグ地裁判決の概要

ハーグ地裁判決は、判決の基礎となる実体法としての不法行為(オランダ民法典(Burgerlijk Wetboek)第6編第162条)の問題に加え当事者適格の問題もあるが、ここでは不法行為を中心に検討を行う。ハーグ地裁判決は非常に長文であるが、その概要は、

- (4.4.6) オランダの気温上昇は世界平均の約2倍の速さで進行し、CO<sub>2</sub>排出による気候変動は深刻で不可逆的な結果をもたらし得ることに加え、これにより湾岸及び河川の氾濫、水位の上昇等を含む水関連の健康上のリスクを生じさせるおそれもある。
- (4.4.9) 欧州人権条約において各種の人権(第2・第8条参照<sup>2</sup>)は定められているものの、原告は被告に対し当該人権を直接行使することはできないが、人権条約において具現化されている価値観のために人権は原告・被告の間でも役割を果たすことができ、不法行為の根拠となる明文化されていない注意義務(standard of care)の解釈に際し、裁判所はそれを(判断の)要素とする。
- (4.4.11) 国連指導原則(UNGP)は、新たな権利や法的に拘束力のある義務を生じさせるものではないが、欧州委員会はヨーロッパの企業が(UNGPに定められているように)人権尊重責任を果たすことを期待している。このため、UNGPは、不文律であるケアの基準を解釈する際のガイドラインとして適している。UNGPの内容は普遍的に支持されているため、被告がUNGPにコミットしているかどうかは関係ないが、被告は自社のWebサイトでUNGPを支持していることを表明している。
- (4.4.20) 被告はグループのCO<sub>2</sub>排出量も把握しており、被告は調査結果と評価に基づいて適切な行動をとる必要がある。
- (4.4.26-29) 被告の削減義務を策定するにあたり、パリ協定の目的を確認する必要があり、2030年のCO<sub>2</sub>排出量を2010年比45%削減を提供することに関する幅広いコンセンサスが存在する。
- (4.4.33) 被告が引用したレポートの一節で「様々な関係者間の協力が不可欠である」と表現されており、相互依存性と協力の必要性は、被告のビジネス関係に関する義務に反映されている。
- (4.4.36) 全ての企業がCO<sub>2</sub>排出量正味ゼロの目標に向けて独立して取り組むべきであるという幅広いコンセンサスを考える

<sup>1</sup> 背景として、IPCC第4次評価報告書で先進国に求められた削減目標である1990年比25~40%削減の必要性が確認され、当該目標が国際社会のコンセンサスになったとされた事情が存在するとのことである(日本弁護士連合会「シンポジウム『司法は気候変動の被害を救えるか〜科学からの警告と司法の責任〜』報告書」(2020年4月14日)(以下「報告書」という)9頁参照のこと)。

<sup>2</sup> なお、第2条は生命に対する権利、第8条は私生活及び家族生活の尊重についての権利である。

と、被告は独自のことを行うことが期待される。

- (4.4.52) 企業が削減目標を達成するために独自の責任を負う必要があるという国際的なコンセンサスが広く支持されており、被告は企業ポリシーを通じて実装することができ、実装する必要がある独自の責任がある。
- (4.4.54) 裁判所は、削減義務の比例性を考慮に入れているが、被告はエネルギーパッケージを変更することで CO2 排出量の削減を実現でき、被告は独自の裁量で削減義務を履行し、企業方針を独自の裁量で形成する完全な自由を有している。
- (4.5.3) 参考資料から判断すると、被告の方針等は、被告の削減義務に沿ったものではなく、これは被告の削減義務に対する切迫した違反を意味する。
- (4.5.8) 2030 年末の方針に関連する上記で確立された削減義務違反のおそれは、グループの排出量が現在違法であることを意味するものではない、

というものである<sup>3</sup>。以上を踏まえるとハーグ地裁判決は①国の置かれている状況を前提に②UNGP 及びパリ協定等の根拠③被告が引用する企業ポリシー等並びに④被告の対応可能性を理由に被告に CO2 削減義務を課した点に特徴があるように思える。

### 3. 地球温暖化問題と現状

次に、ハーグ地裁判決においてここまで地球温暖化問題が重視される背景を考察するにあたり、地球温暖化問題の進捗状況を確認しておく必要がある。現に地球温暖化問題は全世界的な課題であり、(ハーグ地裁判決で引用されている)パリ協定(2015 年)等でも、その対策の重要性が叫ばれているところである。もともと地球温暖化問題は 1896 年頃からスウェーデンの科学者であるアレニウス氏から提言され、最初は重大な問題との認識が希薄であったとのことである。しかしながら気温上昇に関する予測や世界中での異常気象を踏まえて世界的にも注目度が上昇したものである。また前述したパリ協定においては①世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに 1.5℃に抑える努力をすること、②そのためできる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には温室効果ガス排出量と(森林などによる)吸収量のバランスをとること、が長期目標<sup>4</sup>として掲げられている<sup>5</sup>。更にこのような議論は単なる政治の場を離れ、BIS(Bank for International Settlements: 国際決済銀行)<sup>6</sup>が公表した報告書「グリーン・スワン～気候変動時代の中央銀行と金融安定」2020 年 1 月)等でも言及されるに至った。ここに来て地球温暖化対策は世界共通のソフトロー的な概念に至り、各国が又は各企業が取り組む課題として大きく認識されることになったものである<sup>7</sup>。なお、2021 年 11 月 13 日に COP26(国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議)において成果文書が採択されたことも記憶に新しい<sup>8</sup>。

### 4. 日本における不法行為法

#### (1) 環境訴訟と差止訴訟

では、オランダと異なる日本において、不法行為法は環境問題に関してどのように対応してきたのであろうか。そもそも日本の不法行為法は条文上は金銭賠償を原則としている(民法第 709 条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定する)。これに対し、名誉毀損の場面において例外的に金銭賠償以外の措置を講ずることができる構造となっている(民法第 723 条は「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。」と規定する)。しかし、現実には金銭賠償では償えない損害も存在するため、判例は一定の範囲で名誉毀損以外の差止請求を許容

<sup>3</sup> 判決の全文については下記参照のこと。<https://uitspraken.rechtspraak.nl/inziendocument?id=ECLI:NL:RBDHA:2021:5337>

<sup>4</sup> 詳細は経済産業省の下記 HP 参照のこと。<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/ondankashoene/pariskyotei.htm>

<sup>5</sup> もっともパリ協定発効後も必要な削減量と削減目標のギャップが埋まっていないこと等については報告書 4 頁参照のこと。

<sup>6</sup> 日本の金融機関が従前 BIS 規制に悩まされたことは記憶に新しいところであろう。

<sup>7</sup> 世界的な環境訴訟の状況については気候変動訴訟データベース参照のこと。<http://climatecasechart.com/climate-change-litigation/>

<sup>8</sup> <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211114/k10013347341000.html>

してきた。その一つのロジックは人格権<sup>9</sup>に基づく差止請求であり、別の構成としては不法行為構成においては受忍限度という概念を用い、受忍限度を超えた場合に一定の法律効果の発生を許容してきたとされる<sup>10</sup>。

このように日本でも差止請求訴訟は一定の範囲で許容されてきたものであり、現に石炭火力発電所建設差止訴訟は仙台・神戸<sup>11</sup>等で提起されてきた<sup>12</sup>。また、このうち仙台での訴訟については2020年10月28日に請求棄却の判決が下され<sup>13</sup>、一部の原告が控訴したが、2021年4月27日に仙台高裁にて「住民に健康被害が生じる具体的な危険性があるとまでは認められない」として棄却されている<sup>14</sup>。

## (2) 環境訴訟と因果関係

次に環境訴訟においては、立証の軽減が図られるかも重要な課題である<sup>15</sup>。なぜならば、被害者である個人に科学的な立証を全面的に課すことは不可能を強いる可能性があるからである。そこで日本の判例法上も一定の範囲で立証の軽減が図られている。具体的には、①門前到達理論(新潟地判昭和46年9月29日判時642号96頁)、②疫学的因果関係論(名古屋高裁金沢支部判昭和47年8月9日判時674号25頁)、③蓋然性説(最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁)等が挙げられる<sup>16</sup>。

## 5. 予防原則と訴訟

このように環境訴訟においては、科学的な因果関係について不確実性が高い中で評価しなければならないという課題が存在する。そこで、この因果関係の立証に関しては予防原則という考え方を考慮すべきでないかという議論が国際的に提唱されている。予防原則という考え方は、環境問題の重要性が増加する一方で、科学技術の発達に、環境影響への研究が追いつかないことを危惧するものである<sup>17</sup>。予防原則はドイツを起源とし、実際にもリオ宣言の第15原則において「環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならな

<sup>9</sup> 従って、日本では気候変動による影響が人格権を侵害するおそれまでに至っているかがポイントであるとの指摘がなされている(報告書35頁)。

<sup>10</sup> もっとも近時は両概念の近接化が指摘されている。詳細は吉村良一「差止め訴訟の新しい展開と航空機騒音公害」立命館法学308号(2006年)参照のこと。

<sup>11</sup> また行政処分に係る取消訴訟の一審においては2021年3月15日に大阪地裁で、裁量権の逸脱・濫用はないとして請求棄却の判決が下されている。(公刊物未登載(大阪地裁平成30年(行ウ)第184号事件 <https://jocr.jp/raditopi/2021/03/27/267312/>も参照のこと)。

<sup>12</sup> 詳細については報告書29頁以下参照のこと。

<sup>13</sup> 仙台地判令和2年10月28日判時2467号86頁。判旨の概要は①環境汚染の態様・程度が特別顕著なものである等社会的に容認された行為としての相当性を欠く場合には違法となるが、②本件では特別顕著なものであるとはいえないとした。詳細については「新・判例解説 Watch 環境法 No.94」参照のこと。

<sup>14</sup> 公刊物未登載(仙台高裁令和2年(ネ)第372号)。産経新聞2021年4月27日記事参照

<sup>15</sup> その他の課題としては①司法審査適合性、②訴訟遂行費用等が挙げられるとのことである(報告書6頁参照)。また気候変動問題における因果関係論については報告書18頁以下参照のこと。

<sup>16</sup> なお仙台地判平成4年2月28日は「一般の住民が、専門業者を相手として、業者の営業に関して生じる健康被害・生活妨害を理由に、操業差止めを求めている事案においては、証明の公平な負担の見地から、住民が侵害発生の高度の蓋然性について一応の立証をした以上、業者がそれにもかかわらず侵害発生の高度の蓋然性のないことを立証すべきであり、それがなければ、裁判所としては、侵害発生の高度の蓋然性の存在が認められるものとして扱うのが相当である」と判示する(判例時報1429号115頁参照)。

<sup>17</sup> 大塚直「環境法[第4版]」(有斐閣、2020年)56頁参照

い」と規定されている<sup>18</sup>。この考えを極大視すると、立証責任の転換までが図られる可能性がある<sup>20</sup>。しかしながら①予防原則という考え方は世界的に仲裁や裁判の場で認められるまで至っていないし、②政治レベルでも抵抗感が強いようである。これは同原則は過剰な規制をもたらす経済活動を過度に制限することとなると考えられているためである。他方で、同原則の一般的な適用は難しい反面、その完全な否定は地球環境の保全という点では好ましくない側面が存在する<sup>21</sup>。また水俣病関西訴訟最高裁判決(最判平成16年10月15日民集第58巻7号1802頁)は一種の予防原則に基づいているとの見解も存在する<sup>22</sup>。

## 6. 結語

以上、ハーグ地裁判決を契機に、日本の不法行為法・差止訴訟の現状、予防原則の考えを簡単に紹介した。繰り返しになるが、海外の判決は、よって立つ法制度や主張される事実が異なる以上必ずしも参考になるものではないが、日本における環境訴訟も変化を遂げつつあるということは、消費者側、企業側のいずれも認識しておくべき問題といえる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>18</sup> もっとも(過剰な規制になりかねない)「予防原則」(precautionary principle)との区別の観点から、第15原則は「予防的取組」(prevention principle)とも表現される。

<sup>19</sup> 詳細については益永茂樹「地球環境リスク管理としての生態リスク評価と予防原則」保健医療科学 Vol.67(2018年)261頁以下参照のこと。

<sup>20</sup> 前掲注16「環境法[第4版]」58頁参照

<sup>21</sup> 以上について、交告尚史ほか「環境法入門[第4版]」(有斐閣、2020年)161頁参照

<sup>22</sup> 前掲注16「環境法[第4版]」62頁において、「当時の科学的知見では、総水銀については測定可能だが、メチル水銀については検出できないとしても、行政は規制権限を発動すべきであったとしており、これも、一種の予防原則の考え方に基づくものといえよう」との指摘がなされている。